

保護者・地域の皆さまへ

教職員が**子どもたちと向き合う時間**を確保するため

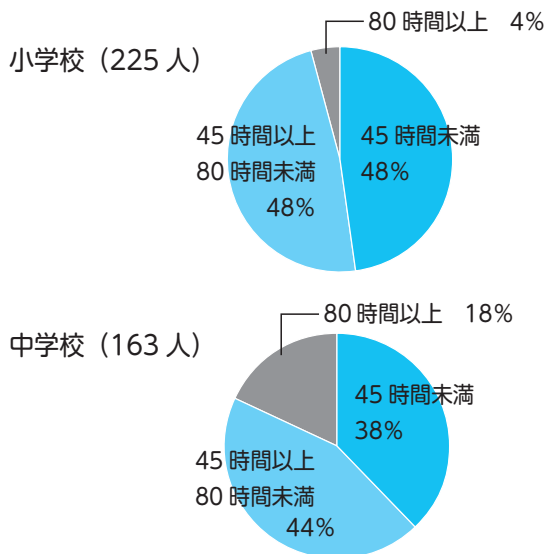
学校における働き方改革へのご理解をお願いします！

- 子どもたちに効果的な教育活動を行うためには、**教職員が健康でいきいきと働くこと**が大切です。
- 現在、市教育委員会や各小中学校では、外部人材の活用や学校行事の見直しなどにより働き方改革を進めており、教職員の時間外在校等時間（※）は改善傾向にあります。が、**依然として長時間勤務とならざるを得ない教職員が多い状況**です。
- 教職員の長時間勤務を改善し、**心身をリフレッシュ**することで、**仕事のパフォーマンス**を上げる効果が期待されることから、**子どもたちと向き合う時間**や**授業の質を高めるための授業準備時間**を十分に確保できるよう、引き続き、学校・教職員の役割や働き方の見直しを行う**学校における働き方改革**へのご理解をお願いします。

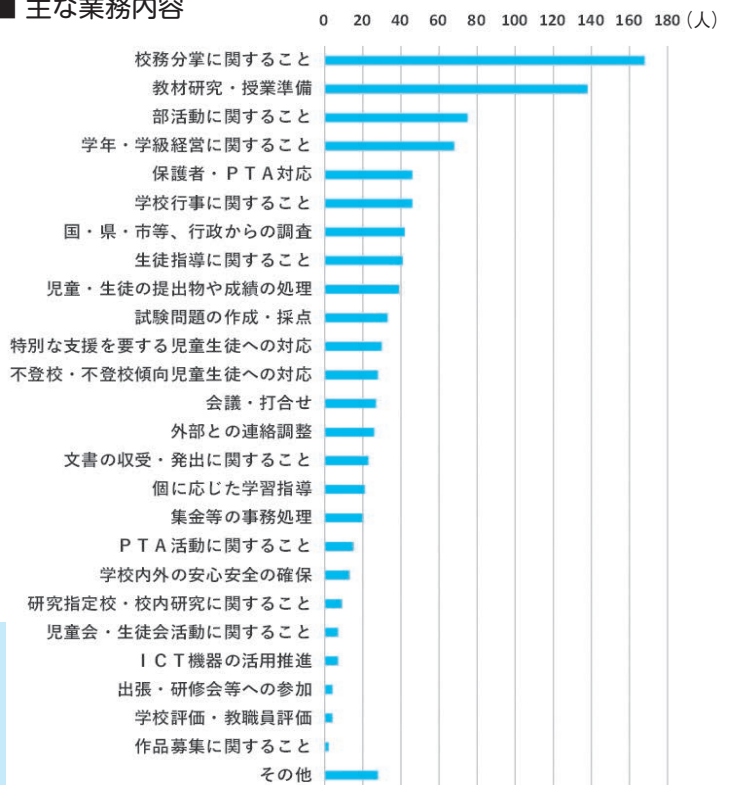
※時間外在校等時間…正規の勤務時間以外で業務に従事した時間

市内小中学校教職員の時間外在校等時間の状況

■令和4年6月



■ 主な業務内容



※令和5年9月実施 益田市内教職員アンケート集計
(回答者320人、1人につき3項目選択)

- ➡小学校で約52%、中学校で約62%の教職員が45時間以上/月の時間外在校等時間
- ➡小学校で約4%、中学校で約18%の教職員が80時間以上/月の時間外在校等時間で**過労死ラインに相当**



《 教職員の1日のスケジュールの例（小学校） 》

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	
出勤	時間外	勤務時間（8:05～16:50） ※休憩時間1時間を含む									時間外	退勤	
授業準備等	登校	朝学習・朝礼	一時目	二時目	中間休み（児童指導）	三時目	四時目	給食指導	昼休み（児童指導）	清掃指導	五時目	六時目	終礼・下校
<ul style="list-style-type: none"> ○翌日以後の授業準備・教材研究 ○校務分掌処理 ○提出物のチェック ○保護者の相談対応 ○個別の打ち合わせ など ※中学校の場合は、部活動指導にも従事 													

※勤務時間のほとんどが子どもと接している時間のため、翌日以後の準備や職員室でのデスクワークは時間外にせざるを得ない状況です。

文部科学省では・・・

文部科学省は、平成31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づき、業務の考え方を明確化したうえで、**役割分担や適正化を推進**しています。

学校・教師が担う業務に係る3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 <p>〔※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕</p>
学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	<ul style="list-style-type: none"> ⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） <p>〔※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。〕</p>
教師の業務だが、負担軽減が可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）



①学校行事・学校業務の見直し

- 授業準備や教材研究などの時間を確保するため、**学校行事や生活時程などを見直し**、業務内容を引き続き精選していきます。
- 緊急を要する特別な事情がある場合を除き、**勤務時間外の学校への電話**について、**留守番電話対応**とすることを検討します。
- 入学式や卒業式等における**来賓出席のあり方や内容**について整理します。
- 運動会・文化祭等の**平日開催も含め、開催のあり方**を検討します。

②地域・保護者の皆さまへのお願い

- 休日の地域行事（公的なものも含む）等について、児童生徒が参加するケースであっても、学校行事や教育活動以外のものへ参加とりまとめや**教職員への参加要請、参加依頼**は可能な限り避けてください。
- 学校の環境整備や登下校の見守りなど、引き続き、**ボランティアとしてのご協力**をお願いします。
- 現在、学校が行なっている部活動については、部活動指導員をはじめとした**外部人材の参画**を積極的に進めます。また、今後、国の方針に従い、**段階的に活動主体を地域に移行**していきます。
- コミュニティ・スクールの導入を促進し、地域人材の学校業務への参画・補助を進め、教職員の負担軽減と子どもの学びの充実を促進します。



③関係団体等の皆さまへのお願い

- 各種団体から依頼される配布物は、重なるとかなりの量になります。これまでは、教職員が仕分けて児童生徒に配布していましたが、大きな負担となっています。配布物を**依頼側で仕分けていただく**か、学校を通じた**配布によらない周知方法**をご検討ください。
- 作文や絵画コンクール等の募集については、学校単位での応募や学校による取りまとめなどを応募要件とせず、個人で申込めるようにするなどの工夫をお願いします。

働き方改革と教職員不足により、これまでの学校から変わります。

子どもたちの教育の充実のため、
学校における働き方改革に対するご理解とご協力をお願いします！

益田市教育委員会・益田市小中学校校長会・益田市 PTA 連合会

【問い合わせ先】市学校教育課 ☎ 31-0451

誰もが、誰かの、
たからもの。

教職員の「働き方改革」に ご理解・ご協力をお願いいたします。

教職員には、
豊かな人間性や使命感、教育的愛情といった資質を胸に抱き、
子どもたちのために全力を尽くす責任があります。
そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働き方の状況を見ると、
改善途上にあるものの、今なお長時間の時間外勤務が発生しており、
若手の中途退職も増えています。
さらに、小学校を中心に、配置すべき数の教職員を
確保できない事態も生じています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、
生み出した時間を使って、
前の授業を踏まえた次の授業の準備や
プリント等の添削、個別の学習支援、教育相談など、
子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合える
環境をつくりたいと思っています。

このため、
県・市町村が協力して「働き方改革」に取り組みますので、
何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご協力いただきたいこと

(実施する取組や時期は、市町村・学校によって異なることもあります。)



**学校へのお電話は、
緊急時を除き、
可能な限り勤務時間内
に
お願いします。**

教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね午前8時頃から午後5時頃までです。
なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間に行うことがあります。



**登下校については、引き
続き、ご家庭・地域での
見守りにご協力を
お願いします。**

子どもたちの安全な登下校のため、引き続き、皆さまのご協力をお願いします。また、校外生活についてもご家庭でのご指導をお願いします。



**地域・学校の連携を推進する
ためにも、学校へ参加を求める
会合・行事のうち可能なもの
については、平日・勤務時間内の
開催もご検討ください。**

学校によっては、学校が開催する会合についても、参加者誰もが参加しやすい時間・方法の工夫を進めます。

島根県教育委員会教育長
大田市教育委員会教育長
飯南町教育委員会教育長
吉賀町教育委員会教育長

松江市教育委員会教育長
安来市教育委員会教育長
川本町教育委員会教育長
海士町教育委員会教育長

浜田市教育委員会教育長
江津市教育委員会教育長
美郷町教育委員会教育長
西ノ島町教育委員会教育長

出雲市教育委員会教育長
雲南市教育委員会教育長
邑南町教育委員会教育長
知夫村教育委員会教育長

益田市教育委員会教育長
奥出雲町教育委員会教育長
津和野町教育委員会教育長
隠岐の島町教育委員会教育長

令和5年12月22日 共同メッセージ 於・島根県民会館

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671